

平成22年度包括外部監査結果報告書の概要

秋田県包括外部監査人
公認会計士 渡辺 雅章

I 監査の対象

「秋田県における補助金の執行事務について」

選定した理由

県の支出に占める補助金の割合は大きなものとなっているにもかかわらず、秋田県の過去の包括外部監査では取り上げられていないテーマであった。

平成22年度からスタートした新行財政改革大綱においても「全ての分野の県単独補助金について、負担の適正化、県民ニーズの再検討、各種団体等の事務の効率化の観点から見直しを行います。また、終期の設定、計画的縮減等についても検討します。」とする一方、「本県の将来の発展に向けて必要な事業や、県民の安全・安心につながる事業等については、財政改革により財源を確保し、積極的に対応します。」とされており、メリハリのある補助事業を行うこととされている。

県のこのような補助金に対する考えが、実際の事務に反映されているかについては県民にとっての関心事であり、包括外部監査のテーマとして取り上げることは意義のあることと判断しこのテーマを選択した。

II 監査の着眼点

任意に抽出した157補助金について、以下の事項に着目し監査を実施した。

- ① 補助対象事業に公益性があり適切であるか
- ② 補助金の申請、決定、交付といった事務手続は定められた手続によっているか
- ③ 補助金の額の算定方法並びに交付方法は適切か
- ④ 補助事業の実績報告は適切に行われており、その内容は適正に確認されているか
- ⑤ 補助金交付先への指導、監督は適切か
- ⑥ 補助事業の効果は適正に把握されており、補助金支出に見合った効果をあげ

ているか

- ⑦ 補助金交付先の決算内容を検討し、補助金は正しく計上され、補助事業の目的に従って適正に補助金が使用されているか

Ⅲ 監査の結果

監査対象とした157補助金のうち68補助金について、監査の結果は「指摘事項」として記載し、結果に添えて提出する意見については「意見」として記載している。

個別の補助金を検討した結果、指摘事項及び意見として記載した事項は、いくつかの類型に分類することができる。ここでは、類型別に区分し、該当する補助金名を記載する。

(指摘事項)

1. 交付申請について

交付申請にあたって、申請書の内容が交付要綱等と整合した記載内容になっていない。また、正確な記載になっていない。県は、申請にあたって交付要綱等との整合性を確認し、また、正確な記載を行うよう指導する必要がある。

- ・コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金
- ・集落型農業法人育成総合支援事業費補助金
- ・空港保安対策事業補助金

2. 交付要綱等の記載について

- ① 交付要綱等において補助対象事業を規定していない。交付対象とした事業、対象者が当該補助制度の趣旨に沿ったものであったとしても、予め交付要綱等で明確に定めておく必要がある。

- ・選手強化対策費補助金
- ・青少年育成秋田県民会議補助金
- ・秋田米総合支援対策事業費補助金

- ② 交付要綱等において補助対象経費が明確にされていない。対象経費についても交付要綱等において明確にしておく必要がある。

- ・私立学校運営費補助金（一般補助）

- ③ 補助対象経費について、交付要綱別表に記載されている他の補助金と記載の整合がとられていない。整合を図るべきである。

- ・医療提供体制推進事業費補助金（救命救急センター運営事業）

- ④ 補助対象の要件が交付要綱等に記載されているにもかかわらず、別のルールにより運用されている。補助事業の趣旨にあった運用であったにしても、先に交付要綱等において規定化すべきである。

- ・集落型農業法人育成総合支援事業費補助金
- ・水土里直播支援事業費補助金

3. 補助対象事業、経費の範囲について

- ① 補助対象経費算出にあたり共通費の配賦を行うべきであるが行っていない、または、配賦は行っているが、算定根拠に合理性がない。県は補助対象事業者に対し、合理的な算定基準により共通費の配賦を行ったうえで、補助対象経費を算出するよう指導すべきである。

- ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費補助金
- ・看護師等養成所運営費補助金
- ・医療関係者養成確保対策費等補助金（看護師等養成所運営事業）
- ・生活衛生営業指導センター補助金
- ・数量調整円滑化推進支援事業費補助金

- ② 交付要綱に定められた計算方法によっていない。交付要綱に従った計算方法により補助金を算出すべきである。なお、この補助金においては、上限があるため結果として予算の額（定額）の交付となっている。

- ・保険医療機関指導費補助金

- ③ 補助対象経費の計算誤りや記載誤りがある。このようなミスの撲滅に努める必要がある。なお、これらによって補助金の交付額に影響があるものはない。

- ・地域計画推進事業費補助金
- ・看護師等養成所運営費補助金

- ・医療関係者養成確保対策費等補助金（看護師等養成所運営事業）
- ・集落型農業法人育成総合支援事業費補助金
- ・道路環境整備活動推進事業補助金
- ・空港保安対策事業補助金

④ 補助対象経費とした経費の一部に対象とすべきでない経費が含まれている。県は、補助対象事業者に対しこれを確認の上、補助金の申請、実績報告を提出せしめることを徹底すべきである。なお、農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助金においては、補助金の額に相違が発生しており、110千円の返還となった。

- ・産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金
- ・農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助金

⑤ 補助金が充てられた資金で年度末に物品の大量購入を行っている。県は年度末に集中する取引の妥当性につき再度検証を行うべきである。

- ・生活衛生営業指導センター補助金
- ・数量調整円滑化推進支援事業費補助金

4. 実績報告及び確認のあり方について

① 補助対象業務が行われたかについての確認が困難なもの。補助対象として計上されている経費については、それが補助対象事業によって発生したものであることを証する記録を残すことを指導すべきである。

- ・地域計画推進事業費補助金
- ・生活衛生営業指導センター補助金

② 実績報告書において補助対象経費が実際に行った費目に整理されていない。県は、補助対象事業者に対し、補助対象経費を実際に行った費目に整理するよう指導すべきである。

- ・生活衛生営業指導センター補助金

③ 実績報告書に申請時の計画や、昨年の実績を記載している。県は、正しい実績報告書の提出を求めるべきである。

- ・私立学校運営費補助金（生徒指導の充実費補助）
- ・生活衛生営業指導センター補助金

④ 実績報告の内容について厳正な確認を行うべきである。このうち、私立学校運営費補助金（特別支援教育費補助）は、実績報告において補助対象経費が交付決定額を下回っていることから補助金の額に相違が生じている。返還が必要な額は23千円となっている。

- ・秋田県芸術文化振興基金補助金
- ・私立学校運営費補助金（特別支援教育費補助）
- ・防犯協会連合会補助金

⑤ 経費について大区分ごとの総額が記載されるのみであり、具体的な支出内容が記載されていない。事業内容が判る実績報告を作成するよう指導すべきである。

- ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費補助金

⑥ 補助事業の実施状況について、実績報告書と作業日報、領収証の照合等が行われていない。または、提出された書類間の整合性の確認だけでは不十分というものである。それを行うことによって、それが事実であることの検証を行う必要がある。

- ・福祉施設経営指導事業費補助金
- ・秋田県介護保険苦情処理業務実施事業費補助金
- ・広域的医療機能施設運営費補助金
- ・総合周産期母子医療センター運営費補助金
- ・救急医療支援事業費補助金
- ・死因調査研究事業費補助金
- ・秋田県芸術文化振興基金補助金
- ・秋田県高等学校体育連盟補助金

⑦ 補助対象事業者が市町村であり、市町村が補助事業の実施状況の確認を行っている場合であっても、県においても確認は行うべきである。

- ・道路環境整備活動推進事業補助金

- ・環境整備活動推進事業補助金

⑧ 実績報告書に定められた様式に従っていない。定められた様式での記載を徹底するよう指導すべきである。

- ・数量調整円滑化推進支援事業費補助金

⑨ 学校法人検査等で後日実態を確認しているとしても、実績報告受領時に他と異なる傾向が検出された場合には、その原因を確認すべきである。

- ・私立学校運営費補助金（特別支援教育費補助）

⑩ （意見）に記載した「年度末の日付の問題」に関する指摘事項でもある。実務上仮の実績報告を入手した場合であってもその後の補完は行うべきである。

- ・フロンティア農業者育成事業費補助金

- ・防犯協会連合会補助金

5. 補助金の交付手続について

補助対象事業者において資金が必要な場合は概算払を行う必要があるが、その必要がないと考えられる場合には敢えて概算払を行う必要はない。補助対象事業者の財務能力等を勘案し概算払の必要性を判断すべきである。また、概算払が必要な補助対象事業者については、適時に交付申請手続がとれるようにすべきである。

- ・軽費老人ホーム事務費補助金

- ・農業近代化資金特別準備金補助金

（意見）

1. 補助対象経費の合理性について

① 補助対象経費の一部に補助対象として認められる業務であるか疑義のある取引がある。県は、交付要綱等に照らして補助対象業務であることを再度確認すべきである。

- ・地域計画推進事業費補助金

- ・選手強化対策費補助金

- ・生活衛生営業指導センター補助金
- ・森林ボランティア支援事業費補助金
- ・秋田ソウル国際定期便乗継利用事業補助金
- ・観光地バージョンアップ事業補助金
- ・建設業新展開トライアル活動助成事業補助金

② 補助対象者の内規上、旅費、宿泊費が定額支給となっている場合であっても、補助対象経費は実費を限度とすべきである。

- ・選手強化対策費補助金
- ・秋田県芸術文化振興基金補助金
- ・あきたの水田農業チャレンジ対策事業費補助金

③ 補助対象となる経費は可能な限り安価にすべきである。特に地籍調査費補助金は、事業完了まで長い年月（平成 21 年度の実績を基に試算すれば今後 139 年、平成 22 年度計画を基に試算した場合でも今後 82 年）と、多額の事業費（前者で 27,800 百万円、後者の場合でも 16,400 百万円）が必要となる。この事業実施主体は市町村であるが、県においても今後より一層の取組を求めたい。

- ・フッ素洗口推進事業費補助金
- ・厚生連病院改築促進支援事業費補助金（利子補給分）
- ・地籍調査費補助金

④ 補助対象経費の明確化が必要である。この補助金において、取扱要領には構成員であるか否かの区別があるだけであり、常時の活動の有無は問題とされていない。その団体が主催したイベントに参加しても、休団中であることを理由に特定の構成員に対する謝金を補助対象にすることは、取扱要領に規定された補助対象外経費であることを免れる抜け道にもなるのであって、県は取扱いを明確にすべきである。

- ・秋田県芸術文化振興基金補助金

⑤ PCB 処理費の都道府県間の負担割合を、現在の平成 12 年の人口比から処理見込台数の比等に改めるとともに最終的に精算を行うよう、県は環境省に対し申し入れを行うべきである。現在の方法が今後も続いた場合、基金への拠出が終了する平成 26 年度までの本県負担見込額 266 百万円に対し、実際の処理に

かかる費用がこれを下回る可能性がある。また、最終的に精算を行うという約定もないことから、本県の負担が過大になる可能性がある。

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金

2. 補助金の算出方法について

補助金の算出方法の見直しを行うべきである。私立学校運営費補助金（一般補助）に関しては、現在の補助金計算方法では一部の教職員に高額な人件費を支払っている場合であっても、実際の入学者が収容定員より少ない場合には補助金の配分額が相対的に他の学校法人より多くなる可能性があることから、算出方法を修正すべきである。また、現在の方法は、財務内容の良い学校法人や管理者に対し高額報酬を支払っている学校法人に対しても同じ計算方法により補助金の額が決まっており問題がある。「私立学校教育の振興」という目的をブレイクダウンし、それら個々の目標に合わせた補助事業とするよう、この補助事業自体の再構築が必要である。私立学校運営費補助金（預かり保育推進事業費補助）に関しては、現在の補助金の計算方法は公平性の観点から問題があり、保護者の負担が学校法人が行うサービスの内容に応じたものにする等の見直しを国に申し入れるべきであるというものである。

- ・私立学校運営費補助金（一般補助）
- ・私立学校運営費補助金（預かり保育推進事業費補助）

3. 補助金を利用した資金運用について

これらの補助金の真の受益者は、社会福祉施設職員退職手当共済費補助金の場合には社会福祉施設等の職員であり、日本私立学校振興・共済事業団補助金の場合には私立学校の教職員であって、ともに共済掛金の負担の一部を軽減するため補助が行われるものである。県からの補助金は、前者は独立行政法人福祉医療機構、後者は日本私立学校振興・共済事業団に交付され、これらの法人において補助金を含む資金が運用されている。ここで、前者においては平成20年度に3,346百万円、後者においては平成20年度及び21年度に合計13,448百万円という多額の運用損が発生している。これは特に後者において都道府県からの補助金の8.8年分にもなっている。本来、県民の税金が原資である県からの補助金が入る資金であれば保守的な運用を行うべきであって、県は保守的な運用を行うよう申し入れをすべきである。なお、今後も同様の運用損が発生するのであれば、廃止も含めた検討が必要である。

- ・社会福祉施設職員退職手当共済費補助金

- ・日本私立学校振興・共済事業団補助金

4. 補助事業の効果の測定について

- ① 補助事業の効果を計る尺度の見直しが必要である。会議の開催回数等ではなく、事業目的の達成状況を報告せしめるべきである。

- ・農地保有合理化事業費補助金

- ② 補助事業の効果を実績報告において明記せしめるべきである。

- ・秋田ソウル国際定期便乗継利用事業補助金
- ・道路環境整備活動推進事業補助金

- ③ 補助事業の効果の把握を行うべきである。また、補助事業の効果は補助事業年度の翌年度のみではなく、それ以降にも及ぶものであり、県は継続した追跡も行うべきである。

- ・農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助金
- ・優良雌牛導入促進事業費補助金
- ・地方鉄道運営費補助金（秋田内陸縦貫鉄道）
- ・地方鉄道運営費補助金（由利高原鉄道）
- ・地方バス路線維持費補助金
- ・生活バス路線等維持費補助金
- ・建設業新展開トライアル活動助成事業補助金

5. 補助事業の再構築、統合、改廃について

- ① これらは、当初の社会環境下では十分に役割を果たしてきたものであるが、その後の環境変化によって、現在ではその役割を終えているのではないか。補助事業を再構築すべきである。

- ・在外県人会活動費補助金
- ・秋田県介護保険苦情処理業務実施事業費補助金
- ・国際定期便運航推進費補助金

- ② 補助制度としての意義は認められるものの、利用率が低いことから廃止、または、改正すべきである。県は、これら補助金の目的を果たす、より使い勝手の

よい制度への転換を図るべきであろう。

- ・福祉施設経営指導事業費補助金
- ・アスベスト対策資金保証料補助金

- ③ これらは、対象が民間の経済活動であることから本来民間の自助努力で行うべきものである。特に保険医療機関指導費補助金については、補助対象事業者においてこの補助金がなくても事業が出来る状況であり、これらの補助金は廃止すべきである。

- ・保険医療機関指導費補助金
- ・秋田ソウル国際定期便利用旅行企画促進事業補助金

- ④ 類似の補助事業があるため、1つに統廃合、あるいは区別を明確にすべきである。なお、秋田ソウル国際定期便乗継利用事業補助金は、補助対象経費のうち広告宣伝を対象とする部分への意見である。

- ・放課後児童健全育成事業費補助金
- ・緑化推進活動事業費補助金
- ・秋田ソウル国際定期便乗継利用事業補助金

- ⑤ 補助対象事業者において事業を継続するための十分な資金がある。または、これまで補助した金額が前払の状態になっているものである。県の財政に鑑みれば、このような状況になっている補助金については、優先度は低いものとして取り扱うべきである。なお、自衛防疫強化対策事業補助金については、補助単価が実際の接種手数料のおよそ4/100と接種手数料に対する補助金の占める割合が低いことから、この補助金の予防接種普及啓発への効果は低いものと言わざるをえない状況にあるものの、事業に関連する全ての費用が把握されておらず、これを把握した後に判断する必要がある。

- ・青少年育成秋田県民会議補助金
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金
- ・農業近代化資金特別準備金補助金
- ・自衛防疫強化対策事業補助金

- ⑥ この補助金自体の効果が全くないとは言い切れないものの、効果はあまり高く

はないものと言える。従って、この補助金を継続するよりも他の補助金と統合することにより、効果を上げるほうが合理的である。なお、これは補助対象経費のうち、旅行商品の販売価格への反映を行うための経費に対する意見である。

- ・秋田ソウル国際定期便乗継利用事業補助金

- ⑦ 国際交流事業の担当を国際課に統一すべきという意見である。韓国との国際交流を観光課が担当している結果、この補助金の趣旨と施策目標に統一感がない状態になっており、類似の事業を2つの課で行うことは事務の効率性を阻害することにもなりかねない。

- ・秋田韓国交流促進事業補助金

6. 補助制度の有効活用について

- ① いずれも必要な補助事業であることは認識できるが、効果が不十分、あるいはより効果を発揮できる方法を検討する余地があり、補助金の効果を高めることに注力すべきである。

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金
- ・就農促進サポート事業費補助金
- ・植樹・育樹ふれあい支援事業費補助金
- ・私立学校運営費補助金（特別支援教育費補助）

- ② 早期に土地の利活用方法を決定し、補助金を交付し続けなければならない原因を取り除くべきである。

- ・大潟村方上地区関係補助金

- ③ 現在、基金の積立額は通常の野菜等の価格下落時に対応するに十分な水準となっている。これは、いつ来るか判らない価格暴落時に備えるためとは言え、多くの資金が寝ていることを意味する。県の財政に鑑みれば、積立水準を見直し、資金の有効活用を図るべきである。

- ・特定野菜価格安定事業費補助金
- ・秋田県園芸作物価格補償事業費補助金

- ④ 投じた補助金が無駄にならないように県は努力すべきである。県はすでに林業公社を存続することを決めており、この補助金以外にも、341億円という多額の金利減免を行っている。これらの負担に対し予定される効果の発動が実現することを望むばかりである。

- ・森林整備活性化造林事業費補助金

- ⑤ より多くの効果を得るためには本県の負担も増やすべきである。補助金の効果を考えた場合、より少ない額でより大きな効果を追求しがちであるが、この補助金のように額を増やすことによってより大きな効果を得られる場合もある。

- ・冬季誘客イベント支援事業補助金

7. 年度末の実績報告・検査の問題について

平成21年度の補助事業の完了が年度末（平成22年3月31日）である場合、実際には翌年度に入り事業の決算を行っている。しかし、地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、実績報告とそれを受けた検査は平成21年度内に行う必要があるため、平成22年3月31日付けで実績報告書を作成しなければならず、仮の決算書を実績報告書に添付している例が見受けられる。

この問題に関しては、平成22年6月22日に総務省が、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」を公表し、「・・・年度末の完了確認等、会計制度が実務の実態にそぐわない点があることから、地方公共団体の責任において実態に即した適正な処理が行えるよう制度整備を図っていくべきとの提言もある」としている。この問題は国レベルで検討が行われていることではあるが、県としても機会を見てこの問題の解決に向けた発言をすべきであろう。

- ・母体健康増進支援事業費補助金
- ・フロンティア農業者育成事業費補助金